

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務ファイル	
実施機関の名称	坂井市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部 市民生活課、三国支所、丸岡支所、春江支所	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務処理の基礎とするために、住所に関する届出の簡素化と記録の適正化を図るために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日（年齢）、3性別、4続柄、5住民となった日、6世帯主、7住所、8住定年月日、9届出年月日、10本籍・国籍、11筆頭者、12行政区、13投票区、14小学校区、15中学校区、16個人番号、17識別番号、18外国人固有項目	
記録範囲	住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人、世帯主、実施機関内部、他の実施機関、他の官公庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 生活環境部 市民生活課	
	(所在地) 坂井市坂井町下新庄1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		